

高齢者虐待防止の相談窓口

●お近くの地域包括支援センターの相談窓口

名 称	
電話番号	
担当者	

●お住まいの市町の担当窓口

所 属	
電話番号	
担当者	

●お近くのかかりつけ医（認知症相談窓口）

診療所名など	
電話番号	

※静岡県では、地域のかかりつけ医を対象に
「認知症対応力向上研修」を実施しています。
院内のこのステッカーが目印です。



●その他関係する連絡先

--

参考文献／

「高齢者虐待防止の手引 理解と支援のために」
〈企画・発行 財団法人厚生労働問題研究会〉

高齢者虐待防止の手引

～いち早く気付き、適切な対応のために～

2007(平成19)年2月 発行

静岡県健康福祉部長寿健康政策室
〒420-8601
静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3250 FAX 054-221-2142
E-mail chouju@pref.shizuoka.lg.jp



高齢者虐待防止の手引

～いち早く気付き、適切な対応のために～

この手引の
利用方法

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が平成18年4月1日から施行され、同法第5条※では、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

※(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

この手引は、高齢者をめぐる様々な状況における、高齢者虐待を発見する手がかりと対応のポイントをまとめてあります。

地域で高齢者に接する人は、だれでも高齢者虐待を発見する可能性があります。虐待にいち早く気付き、適切に対応しましょう。

